

職員の給与等に関する報告および勧告に当たって(談話)

平成26年10月17日

滋賀県人事委員会委員長 益川 教雄

本日、人事委員会は県議会および知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告しました。

人事委員会による給与勧告は、毎年、地方公務員法に基づく給与決定の諸原則により、職員の給与を民間の給与と均衡させるために行っているものです。

本年は、職員の給与と民間の給与を比較したところ、公務が民間を下回っていたことから、様々な角度から慎重に検討を行ったところ、この公民較差の解消を図るため、給料表および地域手当の引上げを行うことといたしました。また、特別給についても、公務が民間の支給割合を下回っていたことから、引き上げることといたしました。

また、今回併せて、人事院において給与制度の総合的見直しに関する勧告が行われたことを踏まえ、給与制度について大きな見直しを行うこととしました。

国における給与制度の総合的見直しは、地域間や世代間の給与配分の適正化などの課題に対応するため必要な措置をとられるものですが、これをそのまま本県に適用した場合、本県の給与制度や職員給与に大きな影響を及ぼすこととなります。本委員会は、地方公務員法が定める均衡の原則のもと、慎重に検討を重ねました結果、本県の実情を踏まえつつ、国に準じて見直しを実施し、その上で、民間給与との均衡を図り、適正な給与水準を実現していくべきものと判断しました。

給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されている代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものであります。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、県民の理解を得るものとして定着しており、職員の士気の高揚や有為の人材の確保など、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものであります。

県民各位におかれては、人事委員会勧告制度の意義ならびに県職員に適正な処遇を確保することの必要性について、深い御理解を賜りたいと存じます。